

## 新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p>第10条から第11条の2まで((特別税額控除及び減価償却の特例))共通関係</p> <p><u>(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受ける場合の取得価額)</u></p> <p><u>10から11の2共-2 震災特例法第10条第3項、第10条の2第3項又は第10条の2の2第3項に規定する税額控除限度額(以下この項において「税額控除限度額」という。)を計算する場合における震災特例法第10条第1項に規定する特定機械装置等、震災特例法第10条の2第1項の表の各号の第5欄に掲げる減価償却資産又は震災特例法第10条の2の2第1項に規定する特定機械装置等(以下この項において「税額控除対象機械装置等」という。)の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。</u></p> <p><u>(1) 個人が取得又は製作若しくは建設(以下この項において「取得等」という。)をした税額控除対象機械装置等につき、当該取得等をして事業の用に供した年(以下この項において「供用年」という。)に係る年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受ける場合 令第90条第2項各号又は第91条第2項の規定により計算した金額</u></p> <p><u>(2) 個人が取得等をした税額控除対象機械装置等につき、供用年後の年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第126条第1項各号に掲げる金額から法第42条第1項に規定する国庫補助金等の交付予定金額(法第43条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、国庫補助金等の交付金額で返還を要しないことが確定していないもの)を控除した金額</u></p> <p><u>(注)1 (2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年の12月31日において見込まれる金額による。</u></p> <p><u>2 個人が税額控除対象機械装置等の供用年において税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を(2)に定める金額によることなく令第126条第1項各号に掲げる金額に基づき税額控除限度額を計算して申告をしている場合において、供用年後の年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受けるときは、供用年に遡って税額控除限度額の計算の基礎となった取得価額から(2)の国庫補助金等の交付予定金額を控除した金額に基づき税額控除限度額を修正することに留意する。</u></p> <p><u>附 則</u></p>	<p>第10条から第11条の2まで((特別税額控除及び減価償却の特例))共通関係</p> <p>(新 設)</p>

(経過的处理…改正通達の適用時期)

この法令解釈通達による改正後の10から11の2共-2(2に係る部分に限る。)の取扱いは、個人がこの法令解釈通達の日付の日以後に取得又は製作若しくは建設をする10から11の2共-2に定める税額控除対象機械装置等について適用する。